

指定感染症追加担保特約

第1条（外国人研修生特約の読み替え）

当社は、この特約により、この保険契約に外国人研修生特約が付帯されている場合には、同特約第2章疾病治療費用担保条項および第3章疾病死亡危険担保条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 外国人研修生特約第2章第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*1)からその日を含めて180日以内に必要とした費用に限ります。

①	次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。
②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 一類感染症 イ. 二類感染症 ウ. 三類感染症 エ. 四類感染症 オ. 指定感染症(*4)

(2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1)の表の①または②の疾病の発病と同等のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

①	次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額 ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費 エ. 職業看護師(*5)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
---	---

	<p>オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費</p> <p>カ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費</p> <p>キ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費。ただし、被保険者の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。</p>
②	<p>次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1 疾病(*6)について10万円を限度とします。</p> <p>ア. 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用</p> <p>(ア) 入院のための交通費</p> <p>(イ) 治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>(ウ) 国際電話料等通信費</p> <p>(エ) 入院に必要な身の回り品購入費(*7)</p> <p>イ. 被保険者の通院のための交通費</p>

(3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(4) (1)の規定にかかわらず、当社は、下表に掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

①	当社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
②	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③	歯科疾病
④	被保険者が山岳登山(*8)を行っている間に発病した高山病

(5) (1)の疾病治療費用保険金の支払は、1 疾病(*6)について疾病治療費用保険金額(*9)をもって限度とします。

(6) 他の保険契約等(*10)がある場合において、支払責任額(*11)の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*10)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*11)
②	他の保険契約等(*10)から保険金または共済金が支払われた場合	(1)の費用の額から、他の保険契約等(*10)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*11)を限度とします。

(7) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から(2)の表に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から

(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

- (*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- (*2) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。以下この特約において同様とします。
- (*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
- (*5) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (*6) 合併症および続発症を含みます。
- (*7) 3万円を限度とします。
- (*8) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。以下この特約において同様とします。
- (*9) 保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
- (*10) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*11) 他の保険契約等(*10)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

」

(2) 外国人研修生特約第3章第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が下表のいずれかに該当した場合は、この担保条項、第6章基本条項および普通約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

①	責任期間中に死亡した場合
②	次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。
③	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症(*1)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

ア. 一類感染症
イ. 二類感染症
ウ. 三類感染症
エ. 四類感染症
オ. 指定感染症(*2)

(2) 普通約款第 33 条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が 2 名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 普通約款第 33 条(8)の死亡保険金受取人が 2 名以上である場合は、当社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(4) (1)の規定にかかわらず、当社は、下表に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

①	当社が第 1 章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
②	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③	歯科疾病
④	被保険者が山岳登山を行っている間に発病した高山病

(*1) 被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

(*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

」

第 2 条（クレジットカード用海外旅行傷害保険特約の読み替え）

当社は、この特約により、この保険契約にカード特約(*1)が付帯されている場合には、同特約第 2 章疾病治療費用担保条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この担保条項、第 6 章基本条項および普通約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(*1)からその日を含めて 180 日以内に必要とした費用に限ります。

①	次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後 4 8 時間を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後 4 8 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任
---	--

	期間中に発生したものに限りです。
②	<p>責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 一類感染症 イ. 二類感染症 ウ. 三類感染症 エ. 四類感染症 オ. 指定感染症(*4)

(2) (1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、(1)の表の①または②の疾病の発病と同等のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

①	<p>次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費 エ. 職業看護師(*5)費。ただし謝金および礼金は含みません。 オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費 カ. 入院による治療を必要とする場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で医師の治療を受けたとき(*6)の宿泊施設の客室料 キ. 入院による治療は必要としない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 ク. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費 ケ. 入院または通院のための交通費 コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費(*7)。ただし、日本国内(*8)の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 サ. 治療のために必要な通訳雇入費
---	---

②	被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1 疾病(*9)について20万円を限度とします。 7. 国際電話料等通信費 4. 入院に必要な身の回り品購入費(*10)
③	被保険者が治療のために入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。 7. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費 4. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

(3) (1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

(4) (1)の規定にかかわらず、当社は、下表のいずれかに掲げる疾病の治療に必要とした費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

①	当社が第1章傷害担保条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
②	妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③	歯科疾病
④	被保険者が山岳登山(*11)を行っている間に発病した高山病

(5) (1)の疾病治療費用保険金の支払は、1 疾病(*9)について保険証券記載の疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(6) 他の保険契約等(*12)がある場合において、支払責任額(*13)の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*12)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*13)
②	他の保険契約等(*12)から保険金または共済金が支払われた場合	(1)の費用の額から、他の保険契約等(*12)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*13)を限度とします。

(7) (1)の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から(2)の表の①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(6)までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

(*1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(*2) 妊娠、出産、早産および流産を含みません。

- (*3) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。
- (*4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。
- (*5) 日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- (*6) 医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。
- (*7) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。
- (*8) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。
- (*9) 合併症および続発症を含みます。
- (*10) 5万円を限度とします。
- (*11) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*12) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*13) 他の保険契約等(*12)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

」

- (*1) クレジットカード用海外旅行傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（賠償責任危険担保条項、携行品損害担保条項、疾病治療費用担保条項および海外旅行保険特約に関する特約（クレジットカード用海外旅行傷害保険特約用）の読み替え）

当社は、この特約により、この保険契約に賠償責任危険担保条項、携行品損害担保条項、疾病治療費用担保条項および海外旅行保険特約に関する特約（クレジットカード用海外旅行傷害保険特約用）が付帯されている場合には、同特約第4条（疾病治療費用担保条項の当社の支払責任の変更）(1)の表を下表のとおり読み替えて適用します。

「

①	次に掲げる疾病(*2)のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りです。
②	責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症(*3)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するま

	<p>で治療を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 一類感染症イ. 二類感染症ウ. 三類感染症エ. 四類感染症オ. 指定感染症(*4)
--	--